



平成26年4月10日

北海道知事 高橋はるみ 様

北海道道州制特別区域提案検討委員会
会長 河西邦人

道州制特別区域基本方針の変更に係る国への新たな提案について
(第6回答申)

本委員会は、平成25年11月12日付け地権第139号により北海道知事から諮問を受け、道民の皆様から頂いたご意見等にもとづき、道州制特区推進法及び道州制特区推進条例の理念である「地方分権の推進」や「北海道の自立的発展」、さらには、政府における地方分権改革への取り組み状況なども踏まえながら、幅広い視点から審議を重ねてきたところです。

その結果、本委員会としては、別添のとおり、北海道の優位性や特性を踏まえ、着地型観光の充実や道民生活の向上に資するものなど3項目について、国が定めた現行の道州制特別区域基本方針の変更を国に提案することが適当と認め、これを答申いたします。

なお、今回の答申も、これまでと同様、道民の皆様から寄せられたご意見等をもとに、国に提案すべき事項について積極的に議論を重ねてきたものであり、道におきましては、提案の実現に向けて努力されるようお願いいたします。

第 6 回 答 申

- 答申 1 第 3 種旅行業者の募集型企画旅行
実施区域を定める権限の移譲
- 答申 2 建築基準法に基づく構造方法等の
認定権限の移譲
- 答申 3 栄養士及び管理栄養士の養成施設
の指定・監督権限の移譲

平成 2 6 年 4 月 1 0 日

北海道道州制特別区域提案検討委員会

第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲

現状

- ・人口減少、少子高齢化が進む中、「観光」は交流人口の拡大に貢献し、新たな消費や雇用を生み出すなど、地域の活性化を図る上で、ますますその重要性が高まっている。
- ・北海道観光を取り巻く環境は、長らく低迷する経済情勢や東日本大震災などの影響により、観光客の入り込みが伸び悩むなど、厳しい状況が続いている。
- ・このような状況の下、団体型から個人型に推移している最近の旅行形態に応じて、地域資源を生かした滞在型の観光地づくりなどに取り組むことで、本道の地域観光の魅力向上を図り、更に地域経済の活性化につなげていくことが求められている。

課題

- ・道内各地の地域観光の魅力向上を図る上で、特に個人型旅行者をターゲットとした地域発の着地型旅行商品の充実が課題である。
- ・そのためには、地域を熟知した中小旅行業者等（観光協会、NPOなどを含む）が地元の観光資源を生かした着地型旅行商品の企画・造成・販売に直接参加することが重要である。
- ・このような中小旅行業者等は第3種旅行業登録を取得する者が多いが、旅行業法の現行制度では、第3種旅行業者自らが募集型企画旅行を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりの障壁となっている。

目指すすがた

道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の決定権限の移譲を受け、本道観光の特性等に応じて緩和

現状

第3種旅行業者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内
	観光庁長官の定める区域
	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島
	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域

権限移譲

提案

道内の第3種旅行業者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内
	北海道知事の定める区域
	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島
	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域
	④北海道知事が移譲を受けた権限に基づき区域を拡大

本道観光の特性等に応じた緩和

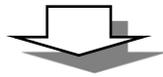
※想定例～道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施可能な区域を、現行制度の区域(①+②+③)に加え、観光圏整備法第8条第3項の国交大臣認定を受けた「観光圏」の区域内まで、北海道知事の裁量により拡大(+④)する。

- ・観光圏内の第3種旅行業者の募集型企画旅行実施への参加機会が拡充されることで、着地型旅行商品の充実による観光圏の魅力向上、更には、滞在型観光の促進につながることを期待できる。
- ・近年増加傾向にある個人型旅行者に向けた本道の着地型観光コンテンツの充実が、地域への誘客を促進し、ひいては地域経済の活性化につながるものと期待できる。

建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲

現
状

- ・建築基準法に基づく構造方法等の認定は、国土交通大臣が指定した性能評価機関が事前に評価し、国土交通省(本省)が認定を行っている。
- ・道内では、北方建築総合研究所が、東北・北海道地域で唯一、性能評価機関として指定されている。



課
題

- ・道内で性能評価を行っても、認定申請は国土交通省(東京)で行わなければならない、申請者の負担が大きい。
- ・認定事務は国土交通省(本省)が、全国からの申請に一括して対応していることから、申請から認定までに相当の時間を要する。

目指すすがた

評価から認定まで道内で手続きが完結

現状

国土交通大臣に認定権限があるため、道内で性能評価を行っても、認定は東京で行わなければならない。



提案

国土交通大臣の認定権限を北海道知事に移譲することにより、評価から認定まで道内で完結



- 手続きの軽減や迅速化が図られ申請者の利便性が向上
- 北方建築総合研究所の活用推進
- 建築産業、住宅産業の振興

栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲

現状

- ・近年、高齢化社会の進行や健康に対する意識、食の安全・安心への関心などが高まる中、食のスペシャリストである栄養士及び管理栄養士の活躍がますます期待されている。
- ・各地方厚生局(国)が所管する栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督等の事務については、申請・届出等は都道府県知事を経由し、指定に当たっても都道府県知事が必要な意見を付すなど、地方としても一定の関与を行ってきた。
- ・国の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(H25.12.20閣議決定)により、看護師、理容師など、約30の各種資格者の養成施設の指定・監督等については、平成27年4月に各地方厚生局から都道府県へ事務・権限が移譲されることとなるが、これらのうち栄養士・管理栄養士に関しては、移譲以外の見直しを行うこととし、国において継続検討するものとされた。



課題

- ・指定事務に当たっては、道においても現地を調査の上、意見を付すなど、地域事情等を熟知し、申請者により身近な立場で一定の関与を行っていないながら、最終的な指定権限が道にないことは、地域のことは地域で決める地方分権型社会をめざす上での課題。
- ・栄養士・管理栄養士に関する事務・権限が、移譲以外の見直しの対象とされたことは、この度の国の地方分権改革の残された課題であり、国に対して当該事務・権限の道への移譲を求め本道における先行的・モデル的な実施をめざすことは、道州制特区制度の本旨と言える。

目指すすがた

道民の健康を「食」の面から支える栄養士・管理栄養士の養成施設を道が指定・監督

現状

■栄養士法に基づく養成施設の指定・監督等

- ・指定養成施設の指定
- ・内容変更の承認
- ・学生数等の届出
- ・名称等変更の届出
- ・廃止等の届出
- ・指定の取消

■看護師など各種資格者養成施設の指定・監督等

提案

■栄養士法に基づく養成施設の指定・監督等を道が所管

H27年度以降
(予定)

国(道厚生局)所管の各種資格者に係る養成施設の指定・監督等の事務・権限を道へ一元化

道州制特区提案による道への移譲

国の分権改革による道への移譲

当該提案の実現は、栄養士・管理栄養士に係る全国一律の法定移譲に向けた国の検討に資するとともに、他の養成施設の指定・監督等の事務・権限と併せて、より道民に身近な道に一元化されることで、申請者の利便性や本道の自主性・自立性の向上につながるものと期待。